# 寒川町と住友生命保険相互会社との健康づくりの推進に係る 包括的連携に関する協定書

寒川町(以下「甲」という。)と住友生命保険相互会社(以下「乙」という。)は、甲の健康づくりの推進に関する取組において、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携及び協力を行い、町民のより一層の健康的な生活 の実現を図ることを目的とする。

## (連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、町民に対して、健康づくりの推進に関する取組を行うものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

## (個人情報の取扱い)

第3条 甲及び乙は、それぞれが保有する個人情報について、提供しないこととする。

#### (守秘義務)

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報(秘密である旨が明示された情報に限る。)を相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。本協定が解除された後も、同様とする。

### (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとし、期間の満了 1か月前までに甲又は乙より解除の申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するもの とし、その後も同様とする。

## (協定の見直し及び解除)

第 6 条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙で協議の 上、本協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

## (疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、 甲及び乙が協議の上、定めるものとする。 本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

## 令和6年2月19日

- 甲 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地 寒川町 寒川町長 木村 俊雄
- 乙 神奈川県平塚市宮の前1番13号住友生命保険相互会社 湘南支社支社長 石井 義剛